

平成28年4月1日から 障害者差別解消法が施行されます (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としています。

【主な内容】

不当な差別的取扱いの禁止

不当な差別的取扱いとは、障がいのある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限することです。国・市区町村などの行政機関だけでなく、会社やお店などの民間事業者も禁止されます。

【具体例】

- ・障がいがあることを理由に、施設の利用や習い事の入会を断られたり、アパートの契約を断られること。
- ・聴覚障がいのある人に、本人からの電話でしか受け付けないと拒否されること。

合理的配慮に欠ける行為の禁止

合理的配慮に欠ける行為とは、障がいのある人の社会生活における行動を妨げる社会的障壁を取り除く配慮を怠ることをいいます。国・市区町村などの行政機関には法的な義務が生じますが、会社やお店などの民間事業者は努力義務となっています。

【具体例】

- ・乗り物に乗る際、手助けを頼んだのに、職員から必要な援助を受けられないこと。
- ・障がいがあることを伝えたのに、筆談、文章の読み上げ、ゆっくりとていねいな説明などを希望したのに配慮してもらえないこと。

障がいを理由とする差別を解消することは、社会全体の責務です。一人ひとりがこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

問 障害福祉センター ☎ (73) 4530 FAX (73) 1285

固定資産の縦覧・閲覧ができます

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の
縦覧

土地の固定資産税の納税者は町内の土地の評価額等、家屋の固定資産税の納税者は町内の家屋の評価額等を縦覧帳簿により、確認や比較することができま

▼縦覧期間

4月1日(金)～5月31日(火)

※土・日・祝日除く。

固定資産課税台帳の閲覧

土地や家屋の所有者は、課税

内容や税額等を確認できます。

▼閲覧できる方

- ・所有者、納税義務者、納税代理人、委任状を有する代理人
 - ・借地人、借家人、1月2日以降の所有者、相続人、管財人
- については、対象となっている資産について確認できます。

閲覧の際、権利関係等を証明する書面(賃貸借契約書、売買契約書、登記簿謄本など)

をお持ちください。

▼閲覧期間 通年

※土・日・祝日除く。

【縦覧・閲覧場所】

税務課窓口(役場本庁舎1階)

【縦覧・閲覧に必要なもの】

- ・運転免許証など、本人確認ができるものを持参してください。
- ・※縦覧期間中は、課税台帳の写しを無料で交付します。
- ・※固定資産税の納税通知書は、5月上旬に発送予定です。

問 税務課

☎ 内線255・256

エリトリア国って どこにあるの？



アフリカ北東部に位置し、紅海に面しています。人口は約560万人で、陸上競技のほか自転車競技が国技と言われるほど盛んです。



町長が走る!! 54

ホストタウン登録決定

東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて、町はエリトリア国のホストタウンに登録されました。県、小田原市、箱根町、大磯町、星槎グループは、事前キャンプに関する協定書を締結しており、2020年の大会開催に向け、スポーツ振興や教育文化の向上、友好関係の構築を進めています。

その一環として、2月にはエリトリア国の陸上選手であるヤレド・アスメロン氏が来日し、県内の保育園等で行われた子どもたちの交流事業に参加しました。また、ヤレド選手は大会に向けて本町を拠点に活動していくため、町内に住所を移し、大磯町民になりました。自然や文化など様々な観点から大磯の魅力に触れていたとき、本町とエリトリア国との関係を深めていければと思います。

オリンピック開催に向けて、今回のホストタウン登録を契機に交流の輪が広がり、機運が高まることを願っています。

大磯町長 中崎 久雄